

「渋谷区犯罪被害者等支援条例」制定に向けた
基本的な考え方

令和8年5月

渋谷区

Ⅰ 犯罪被害者等支援条例制定の経緯

- 日本における犯罪被害者等支援の取り組みは、長らく制度的な支援が乏しい状況にあり、被害者や遺族が「精神的・経済的・社会的孤立」に陥る問題が指摘されてきました。1990年代から民間団体の活動が活発となり、2004年には被害者等の権利と支援の基本理念を定めた「犯罪被害者等基本法」が制定され、国と地方公共団体が被害者等支援施策を講じる責務を負うことが明確化されました。
基本法の制定後、国は「犯罪被害者等基本計画」を策定し、相談・情報提供、経済的支援、医療・福祉支援、居住・雇用支援、二次被害防止、民間支援団体への支援など、多方面にわたる対策を推進してきました。近年ではワンストップ支援センターの整備や、被害者等参加制度の導入など、支援体制の拡充が図られています。
- 国の法律と方針を受け、地方自治体でも独自の支援が求められるようになり、47都道府県すべてが犯罪被害者等支援条例を制定し、相談窓口、支援金の給付、生活再建支援、二次被害防止など、地域の実情に応じた施策が整備されています。
- 東京都においても2020年に「東京都犯罪被害者等支援条例」を施行し、相談支援、転居費用助成、法律相談助成、見舞金給付、ワンストップ支援体制強化など多角的な支援を制度化しました。
また、23区のうち犯罪被害者等支援条例を制定しているのは4区に限られており、区によって支援制度の整備状況に差があります。その結果、被害者等が居住地によって受けられる支援内容が異なる状況が生じており、市区町村レベルでの制度整備のあり方が社会的な問題として認識されるようになりました。
- こうした状況を踏まえ、本区では、誰もが安心して暮らすことのできるまちにするため、条例の制定に着手しました。条例の基本的な考え方として、被害者等のニーズに即した迅速できめ細かな支援の整備および二次被害防止と情報提供体制の強化による安定的な支援体制の確立を目指し条例を制定いたします。
- 基本的な考え方の作成に当たっては、令和7年度に渋谷区犯罪被害者等支援のあり方検討会を4回実施し、有識者からご意見をうかがってまいりました。加えて、条例（案）や支援の内容については渋谷区犯罪被害者等支援審議会にて令和8年4月22日に諮問を行い、今後も慎重に議論を重ねてまいります。

2 犯罪被害者等支援条例の基本的な考え方

■ 条例の目的 ～だれもが安心して暮らせるまちを目指して～

○犯罪被害は、だれにでも起こりうる問題で、ある日突然起こります。

被害にあった方やそのご家族は、心や体のつらさだけではなく、生活全体に大きな影響を受けることがあります。

○被害のあとに起こりやすいこと

- 強い不安や恐怖、不眠などの心の不調
- 仕事や学校に行けなくなる
- 医療費や引っ越しなどの出費が増える
- 周りの心ない言葉や噂による「二次被害」

この条例は、

犯罪被害にあった方やそのご家族が、孤立せず、再び安心して生活できるよう支えるためにつくられます。

目指すことは3つです

1. 被害によるつらさを少しでも軽くする
2. 生活を立て直すお手伝いをする
3. 二次被害や再被害を防ぐ

渋谷区だけでなく、**地域みんなで支え合うこと**を、明記します。

用語の定義

犯罪被害者等	犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族
二次被害	犯罪等による直接的な被害を受けた後に、これに付随して被るインターネット等による誹謗中傷、取材攻勢、報道、周囲からの好奇の目又は心ない言動及び偏見による差別等によって生じる生活への脅威及び制限、心身の不調、尊厳の侵害並びに経済的損失等の被害
再被害	犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること

■ 基本理念

3つの理念を明記します。

(1) 犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有しています。

(2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者が受けた被害の特性及び原因、再被害及び二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等の支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければなりません。

(3) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が迅速・公平に途切れることなく提供されることを旨として行われなければなりません。

■ 地域で支える仕組み

それぞれの役割を定めます。

<p>渋谷区の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談できる窓口を作る ○支援の仕組みを整える ○関係機関と連携する ○被害者等に寄り添った対応を行う 	<p>区民等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害者等の立場を理解する ○心ない言葉や噂をしない ○支援の取り組みに協力する
<p>学校・保育園などの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもや学生に配慮した対応 ○安心して通える環境づくり ○支援の大切さを伝える 	<p>事業者（会社・お店など）の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○従業員が被害にあった時の配慮 ○職場での二次被害を防ぐ ○区の取り組みに協力する

■ どのような支援が受けられるのか？

① 相談できる窓口の設置

犯罪被害に関することを、まず安心して話せる窓口を設置します。

② 主な支援の内容

支援分野	支援内容
相談	困りごとの相談、情報提供
お金	弔慰金、医療費や生活費の負担軽減
生活	仕事・学業・家庭生活の支援
住まい	引っ越しが必要な場合の支援
その他	必要に応じた支援

*詳しい支援内容は別に定めます

■支援を支える取り組み

(1)人材育成

犯罪被害者等の支援の充実を図るため、区の職員への研修や支援に関わる人の育成を通し、被害者等の気持ちを理解できる人を増やします。

(2)周知啓発

講演会の開催や区ウェブサイトやリーフレットなどの作成といった広報啓発活動を通し、「知らなかった」が二次被害につながらないようにします。

(3)安全なまちづくり

区は、地域、教育機関、関係機関等が行う、見守り活動、防犯パトロール、講演会、児童・生徒等への教育啓発の充実その他の犯罪等を予防する活動に対し支援を行い、自分の身を守る知識や他人を傷つけない意識づくりといった、そもそも犯罪を生みにくい環境づくりをすすめます。

(4)個人情報の管理

支援にあたって知りえた個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報に外に漏れることがないよう厳重に管理します。

■渋谷区が目指す姿

誰もが被害者等になる可能性があるからこそ、困ったときに相談できる、支えを受けてもいいと思える、周りが自然に配慮できる。そんな「支え合う渋谷区」を目指しています。